

令和 8 年度 小豆坂トンネル定期点検業務委託 特記仕様書

1 章 総則

1－1 適用

本特記仕様書は、「令和 8 年度 小豆坂トンネル定期点検業務委託」に適用する。なお、本特記仕様書は「設計、測量、調査業務委託関係集（平成13年長野県土木部）令和 7 年10月1日一部改訂（以降“委託関係集”という）」を補完するものである。また、本特記仕様書及び委託関係集に明記なき不明な事項は監督員と協議するものとする。

1－2 目的

本業務は、小豆坂トンネルについて「道路トンネル定期点検要領（令和 6 年 3 月 国土交通省道路局）（以降“定期点検要領”という）」に基づき定期点検を実施し、トンネル本体工の変状やトンネル内の附属物の取付状態の確認、応急措置の確実な実施、応急対策の提案、健全性の診断及び点検結果を記録することを目的とする。

1－3 管理技術者

管理技術者は、以下の①から③に定めるいずれかの資格を有する者とする。なお、管理技術者を変更することはできない。ただし、やむをえない理由による場合は発注者の承諾を得て、同等以上の者に変更することができる。

- ① 技術士 建設部門（トンネル）
- ② 認定技術管理者（トンネル部門）
- ③ R C C M（トンネル部門）

1－4 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は、次によるものとする。

- ・ 道路トンネル定期点検要領（技術的助言） 令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局
- ・ 道路トンネル定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準） 令和 6 年 3 月 国土交通省 道路局

1－5 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

1－6 疑義

業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

2 章 業務内容

2-1 計画準備

2-1-1 計画準備

貸与資料及び現地踏査結果に基づき業務計画書及び点検実施計画書の作成を行う。なお、計画書作成時において、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や業務の効率化の検討を実施すること。また、その結果を監督員に報告すること。

2-1-2 資料収集整理

業務計画書および詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

2-1-3 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、トンネルの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、トンネルの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

2-1-4 関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成を行う。また、点検時に必要な関係機関への諸手続きを行う。

2-2 点検

「定期点検要領」に基づき、トンネル点検車等を用いて、トンネル本体工及び附属物の取付金具類やアンカー等を近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行う。

点検の現地作業期間（点検日）は、関係機関と協議するとともに、通行規制に関する調整を行い、監督員の承認を得ること。現地状況及び関係機関協議に応じて夜間作業が必要になる場合は、作業時間又は作業期間について協議を行うものとする。

点検によって発見された施設の異常については、早急に監督員へ報告するものとし、緊急性に応じた応急措置の実施（叩き落とし等）及び応急対策の提案を行うものとする。

応急措置及び応急対策については、異常発見後、迅速な対応を可能とするよう点検と同時に実施することも想定し、施設の状態に応じた措置、範囲及び対策案を点検実施前に提案すること。

点検作業に使用する機械は、高所作業車（トラック架装リフト車・伸縮ブーム プラットフォーム型 高さ9.9m）及び投光機材を見込んでいるが、変更が生じた場合は監督員と協議し変更する。

また、点検のひびわれ密度 C は $0 \leq C \leq 0.1 \text{ m/m}^2$ を想定している。点検の結果これを超える場合は協議を行うものとする。

2-3 診断

「定期点検要領」に基づき、トンネル本体工の健全性、付属物の取付状態を診断する。

2-4 報告書等の作成

2-4-1 定期点検記録様式の実成

点検・調査結果及び診断結果をもとに定期点検記録を成する。また、必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために現地計測を行う。成のケースはケース2を想定している。

2-4-2 報告書成

点検業務の成果として、成した資料や点検結果調書等のとりまとめを行う。なお、点検結果調書については、電子媒体で納品すること。

2-5 打合せ協議

着手時、中間1回、成果品納入時に行う。これらの協議は、新たな業務の追加がないかぎり、回数は設計変更の対象とならないものとする。

3章 その他

3-1 貸与品

既存成果及び必要な資料は貸与するものとする。なお、貸与する資料等は使用後又は業務終了後に速やかに返納すること。

3-2 成果品

電子媒体（CD又はDVD） 2部（点検結果調書等のオリジナルデータ含む）

3-3 業務積算

歩掛については「道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）平成31年2月 国土交通省 道路局」を準用している。

3-4 旅費交通費

旅費交通費は、設計書による。

3－5 その他

点検にあたり現場の安全管理に必要な経費については、業務着手時に監督員と打合せを行うこと。必要があると認められる経費については変更対象とする。